

吉川市要援護者見守りネットワークに関する協定書

吉川市（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、吉川市要援護者見守りネットワーク事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に規定する吉川市要援護者見守りネットワーク事業（以下、「事業」という。）の実施に関して、要綱第4条の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、吉川市内の要援護者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、甲と乙が協力して要援護者の見守り支援を行うネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を形成し、効果的な運営を促進することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、ネットワークを統括し、各構成機関からの情報提供をもとに、各構成機関と連携し、要援護者に対して適切な支援を行う。

2 甲は、乙に対し要援護者の支援に関する必要な情報を提供する。

（乙の役割）

第3条 乙は、要綱に規定する事業の趣旨を理解し、この取り組みに協力するよう努めるものとする。

（情報提供）

第4条 甲及び乙は、相互に要援護者に関する情報の提供に努めるものとする。

2 要援護者の異変等を発見した場合の情報提供は、次に掲げる内容を可能な範囲で提供するものとする。

- (1) 要援護者の個人が特定できる情報
- (2) 要援護者の状況
- (3) 要援護者に対する支援内容

（遵守事項）

第5条 甲及び乙は、相互の理解と信頼の下に運営するために、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 事業で知り得た情報を、自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。
- (2) 事業で知り得た情報を、他に漏らさないこと。

（免責事項）

第6条 乙は、要援護者の異変に関して、その責任を負わないものとする。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第8条 協定期間は、協定締結日から_____年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日から1か月前までの間に、甲、乙いずれからも、この協定の解除の意思表示をしないときは、協定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

（協定の破棄）

第9条 乙は、甲に対する申し入れによって、協定を破棄することができる。

2 甲は、乙が事業に協力するにあたり、要綱若しくは協定の規定に違反したとき、又は不適当な事由があると認めるときは、乙に対して通告により協定を破棄することができる。

この協定書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれが各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
氏名 吉川市長

乙 住所
氏名